〇金 融 定 一 一 一 一 一 一 一 、 一 、 経済産業省 告示第 号

預金保険法 (昭和四 十六年法律第三十四号) 第六十四条の二第二項の規定に基づき、 優先株式等の引受け

等に係る資金援助に関し、 合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を次 0 ょ

うに定め、 金融 商 品取引法等の一 (平成二十六年 部を改正する法律 (平成二十五年法律第四十五号) 附則第一

月

げる規定の施行の日

日 から適用し、 優先株式等の引受け等に係る資金援助に

条第二号に

· 掲

関 合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田 村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

1

(平成十三

二 年 厚財金 生

労務融 働省官

省告示第一号)

は、

同日をもって廃止する。

優先株式等の引受け等(預金保険法 (以下「法」という。)第二条第八項に規定する優先株式等の引受

け等をいう。 次号において同じ。)により救済金融機関 (法第五十九条第 項に規定する救済金融 機関 を

いう。 )又は救済銀行持株会社等 (同項に規定する救済銀行持株会社等をいう。) が払込みを受け る額及

び借り入れ る額 の合計 :額が、 合併等 (同 [条第二 |項に規定する合併等をいう。) を行 つた後 の当該 救 済 金 融

機関又は救 済銀行持株会社等の 自己資本比率 (銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令

平成十二年総理府令第三十九号) 第一条第七項、 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十

六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府令第四十号) 第一条第六項、 信用金庫法 第

八十九条第一 項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 (平成十二年総

蔵省 令第四十一号) 理府 第三条第六項、 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 (平成十二年総理府令第四十二号) 第一 条第三 項

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令

(平成十二年大蔵省令第八号)総理府 第二条第三項若しくは経済産業省 · 財務省· 内閣府関係株式会社商工組

合

中央金庫法施行規則 (平成二十年財内) 経済産業省 務閣 省令第一号)第八十三条第一項第三号ロ紐に規定する単体自己府

資本比率又は銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項若しくは第三条第五項

長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第

条第七項、 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定

十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、 める命令第三条第七項、 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二 労働金庫法第九十四条第一項にお て準用す

る銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、 経済産業省 財 務 省 内 閣 府 関

係株式会社商 工組合中央金庫法施行規則第七十三条第一項第三号ロ若しくは長期信用銀行法施行規 魺 (昭

和 の号において同じ。)を、 十七年大蔵省令第十三号) 当該合併等を行う前の当該救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本比 第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。 以下こ

率の水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

預金保険機構が、 優先株式等の引受け等に係る取得優先株式等 (法第六十四条の二第六項に規定する取

į١

得優先株式等をいう。)又は取得貸付債権(同条第五項に規定する取得貸付債権をいう。)の処分をする

ことが著しく困難であると認められる場合でないこと。